

建設工事の週休2日制工事の試行実施について

○目的

令和6年4月から、建設業においても、時間外労働に罰則付きの上限規制が適用されることとなり、建設現場において、土日を休日とする「週休2日制」の実現に向けた取り組みが求められている。建設業界において、将来に渡り社会資本を安定的に整備・維持管理していくためには、若手技術者の確保・育成を進めていくことが重要であり、就業者の処遇改善や休日の確保等に必要不可欠であることから、国、県及び他自治体の動向等を踏まえ、「週休2日制工事」の試行実施に関して必要となる事項を定めるものである。

○週休2日制工事の考え方

週休2日とは、対象期間内（工事着手日から工事完成日まで）において4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいい、現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態を満たす工事を週休2日制工事とする。

○対象工事について

市が発注する建設工事で、設計額が30,000,000円以上の制限付一般競争入札で業者選定を行う案件を週休2日制の対象工事とする。

ただし、次の工事は週休2日制工事の対象としない。

- (1) 時期や条件の制約が大きい工事（出水期、学校の夏季休暇時期等）
- (2) 災害時における復旧及び復興に関する緊急工事
- (3) 単価契約において発注した工事
- (4) 1週間未満の工期設定の工事
- (5) その他週休2日制工事として施工することが困難な工事

○発注方式について

発注者指定型（週休2日制工事を実施するよう、入札公告等で指定したうえで発注する型）で実施する。

○実施方法について

(1) 発注段階の対応

発注者は、入札公告、指名通知に週休2日制工事の対象工事である旨を明記するとともに、当該工事に係る特記仕様書においても、同様の明記をする。

(2) 現場施工着手前の対応

①受注者は、週休2日制工事における施工計画書及び工程表を工事の着手前に提出する。

②受注者は、週休2日制工事における現場閉所（現場休息）の実施に係る計

画書を現場施工着手日までに提出し、当該工事の着手日から28日分までの休日の取得計画について発注者に提出する。

(3) 対象期間内の対応

- ①受注者は、翌28日分の施工計画書を当該日の7日前までに発注者へ提出する。ただし、工事期間が28日に満たない最終期間は7日ごとに確認を受ける。7日に満たない最終週は対象期間から除き提出は不要とする。
- ②28日間終了後、報告書を7日以内に提出し、現場閉所の実績について発注者の確認を受ける。28日に満たない最終期間は7日ごとに確認を受ける。
- ③天候の影響や地元対応等により現場閉所日の振替を行う場合は、原則として事前に 工事記録を提出し発注者の承認を受けることとするが、天候の急変や緊急工事など急を要する場合は事後報告でも可とする。
- ④発注者は、現場閉所日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等にはクイックレスポンスに努める。

○設計額（経費）及び経費の補正等について

(1) 設計額の積算に当たっては、当初の設計額から4週8休以上を達成した場合の補正係数（下記参照）を各経費に乗じたうえで設計額を作成する。

(2) 発注者指定型における経費の補正

発注者指定型において実施する週休2日制工事について、施工後に現場閉所の達成状況を確認して、4週8休に満たない場合は、下記に示す「4週8休以上」の補正係数分を減額して変更契約を行う。

※この際、発注者指定型は、4週7休未滿4週8休以上の水準を達成したとしても、その分については考慮しない。

【土木・設備工事における補正係数】

○4週8休以上（現場閉所率28.5%以上）

経費	補正係数	経費	補正係数
労務費	1.04	機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費	1.03	現場管理費	1.05

【営繕工事における補正係数】

○4週8休以上（現場閉所（現場休息）率28.5%以上）

経費	補正係数
労務費	1.05

○工事成績績評定における評価について

4週8休以上の現場閉所率の達成の有無にかかわらず、工事成績評定の加点減点には影響しないものとする。